

(質問 2)

No.	支持しない理由 (概要)	支持しない理由 (詳細)
B-1	買入のれん価値の減価及び自己創設のれんとの入替え	<ul style="list-style-type: none"> ・のれんは、競争を通じて超過利益の獲得能力が時間とともに減少する。 ・のれんの償却の実務は、企業の平均的な利益獲得能力の平均回帰傾向（5年から10年程度）と整合している。 ・のれんが将来の収益力に対する期待を表しているものであると捉えたと、時間の経過とともにその価値は減少すると考えることが自然である。 ・本来、買収の「買入のれん」は時間の経過とともに価値が減少していくはずであり、償却はそれを反映するのに適している。非償却の下での減損テストの場合、事後の努力による成果や既存事業の余力の要素がシールドとなり、価値の低下が表面化しにくくなる。結果として、のれんの中身が、財務報告の目的の観点から資産に含まれないこととされている自己創設のれんへ変質してしまう。
B-2	M&A による投資成果の適切な判定	<ul style="list-style-type: none"> ・のれんは M&A に投じたコストの一部である。のれん償却費を期間配分し、M&A のシナジーを得るための投資原価として売上高と対比させることにより、M&A の投資成果を判定する役割を持つ。換言すると、のれんの償却費を計上したうえで利益を出していることが、投下資本を回収していること及びそれを超えたシナジーを生み出していることを示している。
B-3	株主価値を犠牲にする M&A の抑制効果	<ul style="list-style-type: none"> ・のれんの償却には、毎年の償却費が利益を圧迫するという仕組みがあるおかげで、経営者は慎重な判断を行う必要が生じている。償却がなければ、失敗した M&A のコストが表面化せず、株主価値を犠牲にする過度な投資を助長するおそれがある。
B-4	減損損失の認識時期が遅すぎる又は金額が少なすぎる (too little, too late)	<ul style="list-style-type: none"> ・減損の判断に経営者の裁量が介入しやすく、報酬や任期、財務制限条項への抵触回避などの動機から、損失の計上が先送りされる傾向があることを示す実証分析の研究がある。 ・買収した事業の業績が悪くても、会社全体や他の部門が持つ自己創設のれんと合算して減損テストが行われることで、のれんの価値下落が覆い隠され、バランスシートに反映されない状況が生じる。こ

No.	支持しない理由（概要）	支持しない理由（詳細）
		<p>のように、非償却モデルが依存する減損テストには、損失の認識が遅いという構造的な問題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 非償却には too little, too late の問題があり、また、業績悪化時に減損により損失が雪だるま式に増え、経営の健全性に課題が生じることが懸念される。
B-5	貸借対照表の有用性に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> 非償却の会計処理の下では、投資回収が終わったはずの買収コストまで資産として残り続け、のれん残高が自己資本や総資産に対して異常に大きく積み上がる状況を招くおそれがある。このようにのれんが減らないことにより、ROA（総資産利益率）などの資産効率指標が改善されず、また格付分析においても自己資本比率の信頼性が低下するなど、クレジット分析において伝統的な指標の有効性が失われる。
B-6	M&A の促進に関する証拠の欠如	<ul style="list-style-type: none"> 過去にのれんの非償却へ移行した国々の事例を見ても、それによって M&A が有意に増加したという明確な証拠はない。企業は事業に必要な M&A を選別・実施しており、会計処理の違いはそれを決める大きな要因にはなっていない。 M&A の意思決定は事業の将来の成長性により判断するため、のれんを償却するかどうかでその判断は変わらない。
B-7	コストの増加	<ul style="list-style-type: none"> のれんの非償却の導入は、企業結合の取得原価の配分の取扱い、のれんとのれん以外の減損の取扱いの見直し、開示の拡充などを伴うと考えられる。これらを実施するには、専門性や慎重な判断、監査対応が必要となり、作成者のコストが増加する。見直しの影響は上場会社以外にも及ぶと考えられるため、人的資源の乏しい企業にとって、負担増は深刻になると考えられる。
B-8	経営の規律への寄与	<ul style="list-style-type: none"> 償却によって投資回収の過程を継続的にモニタリングし、その投資回収が困難であると判断された場合に減損損失を認識する一連の仕組みは、企業結合の投資判断に対して一定の規律を与える。
B-9	個人投資家の保護	<ul style="list-style-type: none"> 非償却とすることで業績をよく見せたいという思惑があるとすれば、投資家保護の観点から懸念がある。
B-10	政策目的による会計基	<ul style="list-style-type: none"> スタートアップ企業の取引の活性化に反対するものではないが、その手段が会計基準の変更という形

No.	支持しない理由（概要）	支持しない理由（詳細）
	準の改正に対する反対	<p>になっていることに疑念を持っている。会計基準は企業経営の実態を適切に反映するために設定されるべきものであり、政策的な目的のための手段として会計基準の変更を行うべきではない。</p>
B-11	国際的な会計基準への対応のスタンス	<ul style="list-style-type: none"> 国際会計基準との整合性を図っていく考え方があることは理解するものの、昨今の国際会計基準の動きは必ずしも正しいとは思えないものがある。このような状況においては、単純に国際会計基準に合わせていくべきものではない。